

10月25日には県から経済産業大臣、原子力安全委員会委員長、原子力委員会委員長に対し、原子炉設置変更許可申請に対する厳格な安全審査を行うことなどを求める要望書を提出しました。

## 経済産業省への要望事項の内容

(澄田知事から甘利経済産業大臣に直接手渡しして、要望を行いました。)

### 島根原子力発電所2号機のウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用について

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第6条の規定に基づき、平成17年9月12日付けで中国電力株式会社から本県に対し、事前了解願いのあった「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用について」は、基本的に了解することとし、別添のとおり中国電力株式会社に回答しましたのでお知らせします。

今後、貴職におかれては、中国電力株式会社からの原子炉設置変更許可申請の安全審査にあたっては、厳格な安全審査を行うとともに、下記事項について適切に措置されるよう強く要望します。

なお、同事前了解願いに対する最終的な回答は、国の安全審査が終了するまで留保し、その結果を確認した上で行うことを申し添えます。

#### 記

1. 中国電力(株)に対する指導・監督を厳正に行い、プルサーマルを含む島根原子力発電所の安全確保に万全を期すこと。
2. 情報公開の推進を図るとともに、プルサーマルの安全性や必要性について、国が前面に出て県民に対し積極的かつわかりやすい広報を行うなど、説明責任を果たすこと。
3. 耐震安全性に対する信頼の一層の向上を図るため、新耐震設計審査指針に基づき、速やかに島根原子力発電所の耐震安全性を確認し、耐震安全性の確保に万全を期すこと。
4. 使用済MOX燃料の再処理及び高レベル放射性廃棄物最終処分場の問題については、早期に解決を図るとともに、核燃料サイクルについて、国民的合意形成に努めること。
5. テロ、原子力防災に備えた危機管理体制の一層の強化を図ること。
6. 太陽光、風力、バイオマスなどの新エネルギーの技術開発及び導入促進に積極的に取り組むこと。

**プルサーマル計画実施についての最終的な回答については、国の安全審査が終了するまで留保し、その結果を確認したうえで行うこととします。**

**島根県では、今後も原子力の利用にあたっては、周辺住民の皆様の安全確保が大前提であるとの考えに立ち、対応してまいります。**

### 国の安全審査とは？

電力事業者から提出されたプルサーマル計画についての原子炉設置変更許可申請の内容については、まず、経済産業省が審査を行います。

その結果はさらに原子力委員会及び原子力安全委員会に諮問され、二重に審査(ダブルチェック)されます。

プルサーマルの安全審査には、前例によると一年から一年半の期間がかかっています。

(審査項目)

- ・燃料の健全性の評価
- ・炉心設計の評価
- ・異常事象の評価
- ・事故の評価
- など

